

農林水産局 ICT活用工事（舗装工）試行要領

令和5年8月1日 制定

第1 ICT活用工事

1 概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、次に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

2 ICT活用工事における舗装工

次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事における舗装工とする。

また、次の(2)、(4)及び(5)の段階で活用を必須とし、(1)及び(3)の段階で受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ICT活用工事とする。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

3 ICT施工技術の具体的内容

上記2の各段階における実施内容は、次の(1)～(5)および表－1のとおりとする。

(1) 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次のア～オから選択（複数可）して測量を行うものとする。

なお、起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとし、面計測を実施しない場合、ICT活用工事とせず、簡易型ICT活用工事とする。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- イ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- ウ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ その他の3次元計測技術を用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

上記(1)で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

上記(2)で作成した3次元設計データを用い、次の建設機械により施工を実施する。

3次元MC（マシンコントロール）建設機械

なお、ICT建設機械による施工を実施しない場合、ICT活用工事とせず、簡易型ICT活用工事とする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

舗装工事の施工管理において、次のア～オのいずれかの技術を用いて出来形管理を実施する。

出来形管理に当たっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- イ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- ウ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- オ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

上記(4)による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

表－1 ICT施工技術と適用工種

	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督 検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等の施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量／ 出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	△	1、2、6	舗装
	トータルステーション等光波方式を用いた起工 測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	△	1、3	舗装
	トータルステーション（ノンプリズム方式）を 用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	△	1、4	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	△	1、5	舗装
ICT 建設機械による 施工	3次元マシンコントロール技術	まさだし 敷均し 整形	ICT 建設機械	○	△	－	

【凡例】○：適用可能、△：一部適用可能、－：適用外

【要領一覧】

- 1 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
- 2 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- 3 TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- 4 TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- 5 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- 6 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案） - 国土地理院

4 ICT活用工事が可能な工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「舗装工事」を原則とし、舗装面積3,000m²以上の工事とし、次に該当する工種を含むものとする。

農道工事、林道工事

- ・アスファルト舗装工
- ・コンクリート舗装工

ただし、従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

施工箇所が点在する工事においては、1施工箇所の舗装面積で判断するものとする。

第2 ICT活用工事の実施方法

1 発注方式

I C T活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

予定価格（消費税を含む）3,500 万円以上

2 発注における入札公告等

入札公告及び特記仕様書に当該工事が I C T活用工事の対象工事である旨を記載する。

第3 工事成績評定における措置

1 評価項目

I C T活用工事を実施した場合、創意工夫【施工】において該当する項目で評価する。

☐ I C T活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階で I C Tを活用した工事（電子納品のみは除く）。※本項目は1点の加点とする。

☐ I C T活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階で I C Tを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする

※ I C T活用による加点は最大2点の加点とする。

2 I C T活用施工が実施されない場合

実施されなかった場合でも、工事成績評定における減点は行わない。

第4 I C T活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T活用施工を導入し、I C T活用技術を活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

1 施工管理、監督・検査の対応

I C T活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別添1の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

2 3次元設計データ等の貸与

(1) 2次元の設計データにより発注する場合

従来基準による2次元の設計データにより発注する場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これに係る経費を工事費（共通仮設費の技術管理費）にて当該工事で計上するものとする。

(2) I C T活用施工に必要な3次元設計データを作成している場合

発注者は、詳細設計において、I C T活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、

発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これに係る経費は工事費（共通仮設費の技術管理費）にて当該工事で計上するものとする。

3 工事費の積算

(1) 積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携 積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目について、各段階のICT活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（別紙）（農林水産省）」または「治山林道必携 積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ICT活用工事（舗装工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（別紙）（農林水産省）」または「治山林道必携 積算・施工編（林野庁）」等の適用については、特記仕様書に記載する年度のものとする。

(2) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量及び3次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

また、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

提出された見積書については、当分の間、農林整備管理課に情報提供するものとする。

4 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、広島県が主催する官民等を対象とした現地見学会等を実施する場合には、これに協力すること。

5 アンケートの実施

ICT活用工事の効果検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

また、発注者が依頼する調査等がある場合には、これに協力すること。

6 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

I C T 活用工事に関する基準類

次の基準類を準用する。

【農道工事及び林道工事共通】

分類	番号	名称	発行元	参照先
測量・設計	1	国土地理院が定める新しい測量技術による測量方法に関するマニュアル、要領等	国土地理院	国土地理院HP
	2	LandXML1.2 に準じた 3 次元設計データ交換標準（案）	国土交通省	国総研HP
施工管理	3	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）	国土交通省	国土交通省HP
監督・検査	4	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	
	5	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	
	6	T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	
	7	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省	

【農道工事】 上記に記載がない項目について、下記を参照する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
全般	1	情報化施工技術の活用ガイドライン	農林水産省	農林水産省HP

基準類に記載されている次の基準については次のとおり読み替える。

読み替え前	読み替え後
「土木工事共通仕様書」（国土交通省各地方整備局）	「土木工事共通仕様書」（広島県）
「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（国土交通省各地方整備局）	「土木工事施工管理基準」（広島県）
「写真管理基準（案）」（国土交通省各地方整備局）	「写真管理基準」（広島県）
「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省）	「工事完成図書の電子納品等要領」（広島県）